

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

去る2月24日、ロシアは国際社会の警告を一方的に無視してウクライナへの軍事侵攻を開始した。軍事攻撃は首都キエフの軍事施設や民間施設をはじめ、ウクライナ全土に及び、民間人を含む多くの人々の命が奪われており、心から哀悼の意を表す。

こうしたロシアによる侵攻は、ウクライナへの主権を侵害するものであり、武力の行使を禁じる国際法、及び国際社会の平和の維持を目的とする国連憲章の重大な違反である。

さらに、プーチン大統領による核兵器の使用をほのめかすような発言は、世界を恐怖に陥れる最悪の威嚇であり、国際社会における安全保障の観点からも断じて看過できない。

加須市は、平成23年3月1日、「加須市平和都市宣言」を制定し、世界唯一の核被爆国として、全世界の人々に核兵器等の廃絶を強く求め、戦争や紛争などが繰り返されることのないよう、平和の尊さを訴え続けている。

よって、加須市議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、断固として抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

また、政府においては、現地の在留邦人やウクライナ国民の安全確保に努め、国際社会と緊密に連携し、制裁措置を含む厳格な対応をとるよう求めるとともに、あらゆる外交手段を駆使して、ロシア軍の即時撤退と平和的解決に向けて、全力を尽くすよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月10日

埼玉県加須市議会